

## 沼津市奨学生選考基準

平成 28 年 7 月 20 日委員長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、沼津市奨学生選考委員会規程（昭和 40 年沼津市教育委員会規程第 1 号）第 10 条の規定に基づき、沼津市奨学生（沼津市育英条例（昭和 40 年条例第 11 号）第 2 条に規定する者に限る。以下「奨学生」という。）の選考方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の考え方)

第 2 条 奨学生の選考においては、次の各号により評価点数を決定する。

- (1) 奨学生を申請した者（以下「申請者」という。）について、別表 1 の評価基準により評定項目ごとに評定し、各評定項目の評定点の合計を「基準による評価点数」とする。
- (2) 「基準による評価点数」とは別に、考慮すべき要素があると考えられる場合には、各委員が 0 点から 3 点の範囲内で評定点を加点し、最終的な評価点数とする。

(奨学生の選定)

第 3 条 評価点数の高い申請者から予算の範囲内で、奨学金給与の必要性が高いと判断される者を奨学生として選定する。

付 則

この基準は、平成 12 年 7 月 7 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 28 年 7 月 20 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

## 別表1

## 評 価 基 準

	評 定	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
1	収入額/需要額 ※点数×2	0～0.30	0.31～0.60	0.61～0.90	0.91～1.20	1.21～1.50
2	欠 席 日 数	A	B	C	D	E
3	学 業 成 績	A	B	C	D	E
4	住 居 の 家 賃				有	
5	申請者を除く学生等 の世帯人数	5人以上	4人	3人	2人	1人
6	両 親 の 状 況		父 × 母 ×			
7	障害者の世帯人数			2人以上	1人	

## 備考

- 1 「収入額/需要額」は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領における収入額と需要額の比をいう。

なお、収入額/需要額の小数点第三位以下の端数は切り捨てる。

- 2 「欠席日数」は、学校長からの推薦調書によるものとし、次のとおりとする。

- A 0日
- B 1日～5日
- C 6日～10日
- D 11日～15日
- E 16日～20日

3 「学業成績」は、学校長からの推薦調書によるものとし、成績1教科当たりの平均を、次の区分により評価するものとする。

A 4.7～5.0

B 4.3～4.6

C 3.9～4.2

D 3.5～3.8

E 3.1～3.4

※10段階評価の場合、成績平均値の2分の1の数値で評価する。

4 「住居の家賃」は、沼津市に住む両親もしくはその他の主たる家計支持者が、借家等に居住し毎月支払う家賃がある場合に加点する。

5 「申請者を除く学生等の世帯人数」は、申請者を除いた世帯員のうち、学校教育法で定める生徒（学齢生徒を除く）、学生の人数をいう。

6 「両親の状況」中、「×」は死亡又は離婚等により不在の状況をいうものとする。

7 障害者の世帯人数は、世帯構成員の中で障害を持つ者（学齢児童、学齢生徒を除く）の人数をいう。